

令和6年10月24日

令和6年度第7回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和6年度第7回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市立博物館条例施行規則の一部改正について
第2号 松本市博物館協議会委員の委嘱について【非公開】
追加 第3号 池上百竹亭利用料金の見直しについて【非公開】

[報告]

- 第1号 「環境にやさしい給食の日」の実施について

[その他]

議案第 1 号

松本市立博物館条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

令和6年11月9日から松本市立博物館条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 改正内容

改正条例で新設された携帯品の一時預り手数料について、減免申請等を規定

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年11月9日

博物館

館長 加藤 孝

電話 32-0133



松本市立博物館条例施行規則（平成24年教育委員会規則第9号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>○松本市立博物館条例施行規則 平成24年4月1日 教育委員会規則第9号 改正 平成31年3月22日教育委員会規則 第15号 令和5年9月19日教育委員会規則第20号 松本市立博物館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第18号）の全部を改正する。</p> <p>（観覧料等の減免）</p> <p>第5条 条例第11条に規定する観覧料等の減免（以下「観覧料等の減免」という。）の対象事由及び減免額は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 前項に定める観覧料等の減免を受けようとする者（以下「観覧料等減免の申請者」という。）は、次の各号に掲げる減免を受けようとする観覧料等の区分に従い、当該各号に掲げる申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 条例第6条に規定する観覧料及び条例第8条に規定する使用料 松本市立博物館観覧料・使用料減免申請書（様式第5号）</p> <p>(2) 条例第7条に規定する特別観覧料 松本市立博物館特別観覧許可（特別観覧料減免）申請書（様式第1号）</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定による申請に対して観覧料の減免を決定したときは、観覧料減免の申請者に対し、<u>松本市立博物館観覧料・使用料減免決定書</u>（様式第6号）又は松本市立博物館特別観覧許可等決定書（様式第</p>	<p>○松本市立博物館条例施行規則 平成24年4月1日 教育委員会規則第9号 改正 平成31年3月22日教育委員会規則 第15号 令和5年9月19日教育委員会規則第20号 松本市立博物館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第18号）の全部を改正する。</p> <p>改正 令和6年●月●●日教育委員会規則第●●号</p> <p>松本市立博物館条例施行規則（平成24年教育委員会規則第9号）の一部を改正する。</p> <p>（観覧料等の減免）</p> <p>第5条 条例第11条に規定する観覧料等の減免（以下「観覧料等の減免」という。）の対象事由及び減免額は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 前項に定める観覧料等の減免を受けようとする者（以下「観覧料等減免の申請者」という。）は、次の各号に掲げる減免を受けようとする観覧料等の区分に従い、当該各号に掲げる申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 条例第6条に規定する観覧料、<u>条例第8条に規定する使用料及び条例第8条の2に規定する手数料</u> 松本市立博物館観覧料・使用料・手数料減免申請書（様式第5号）</p> <p>(2) 条例第7条に規定する特別観覧料 松本市立博物館特別観覧許可（特別観覧料減免）申請書（様式第1号）</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定による申請に対して観覧料等の減免を決定したときは、観覧料等減免の申請者に対し、<u>松本市立博物館観覧料・使用料・手数料減免決定書</u>（様式第6号）又は松本市立博物館特別観覧許可等決定</p>

2号)を交付するものとする。

書(様式第2号)を交付するものとする。

附 則(令和6年●月●●日教育委員会規則第●号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年11月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の松本市博物館条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市立博物館条例施行規則の規定による様式とみなす。

別表第1(第3条関係)

使用施設	申請期間
特別展示室、ウィンドーギャラリー、講堂及び交流学習室(ギャラリーとして使用する場 合に限る。)	使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3月前から1月前まで
上記以外の施設	使用日の2月前から3日前まで

別表第1(第3条関係)

使用施設	申請期間
特別展示室、ウィンドーギャラリー、講堂及び交流学習室(ギャラリーとして使用する場 合に限る。)	使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3月前から1月前まで
上記以外の施設	使用日の2月前から3日前まで

別表第2(第3条関係)

使用施設	備品・什器等
講堂	音響・視聴覚機器
会議室1及び会議室2	プロジェクター及び携帯スクリーン
全施設共通	展示パネル、持込み電気機器

別表第2(第3条関係)

使用施設	備品・什器等
講堂	音響・視聴覚機器
会議室1及び会議室2	プロジェクター及び携帯スクリーン
全施設共通	展示パネル、持込み電気機器

別表第3(第5条関係)

区分	対象事由	減免額
1 条例第6条第1項に規定する観覧料	(1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。)及びその介助者1人	全額免除
	(2) 市又は教育委員会が発行した博物館の招待券を所持する者	招待券に記載の額
	(3) 市、教育委員会又	市長が必要と

別表第3(第5条関係)

区分	対象事由	減免額
1 条例第6条第1項に規定する観覧料	(1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。)及びその介助者1人	全額免除
	(2) 市又は教育委員会が発行した博物館の招待券を所持する者	招待券に記載の額
	(3) 市、教育委員会又	市長が必要と

	は博物館の主催、共催 又は後援する事業に より観覧をする者	認められた額
	(4) 市及びその関連団 体が行う事業で公益 性が認められる事業 により観覧するもの	市長が必要と 認められた額
	(5) 学校における教育 活動又は保育所等に おける保育活動の一 環として観覧を行う 児童、生徒等及び引率 を行う職員	市長が必要と 認められた額
	(6) その他市長が特に 必要と認めた者	市長が必要と 認められた額
2 条例 第6条	(1) 障害者及びその介 助者1人	全額免除
第2項 に規 定す る観 覧料	(2) その他市長が特に 必要と認めた者	市長が必要と 認められた額
3 特別 観覧 料	市長が特に必要と認め た者	市長が必要と 認められた額
4 使用 料	(1) 市の主催事業に使 用するとき。	全額免除
	(2) 国、県及び他の地 方公共団体が市と共 同して使用するとき。	全額免除
	(3) 市内の学校等が使 用するとき。ただし、 特別展示室を使用す るときを除く。	全額免除
	(4) 市の共催事業に使 用するとき。	100分の50を 乗じた額
	(5) 社会教育関係団体 が使用するとき。	100分の50を 乗じた額
	(6) 市内に事業所を置	100分の50を

	は博物館の主催、共催 又は後援する事業に より観覧をする者	認められた額
	(4) 市及びその関連団 体が行う事業で公益 性が認められる事業 により観覧するもの	市長が必要と 認められた額
	(5) 学校における教育 活動又は保育所等に おける保育活動の一 環として観覧を行う 児童、生徒等及び引率 を行う職員	市長が必要と 認められた額
	(6) その他市長が特に 必要と認めた者	市長が必要と 認められた額
2 条例 第6条	(1) 障害者及びその介 助者1人	全額免除
第2項 に規 定す る観 覧料	(2) その他市長が特に 必要と認めた者	市長が必要と 認められた額
3 特別 観覧 料	市長が特に必要と認め た者	市長が必要と 認められた額
4 使用 料	(1) 市の主催事業に使 用するとき。	全額免除
	(2) 国、県及び他の地 方公共団体が市と共 同して使用するとき。	全額免除
	(3) 市内の学校等が使 用するとき。ただし、 特別展示室を使用す るときを除く。	全額免除
	(4) 市の共催事業に使 用するとき。	100分の50を 乗じた額
	(5) 社会教育関係団体 が使用するとき。	100分の50を 乗じた額
	(6) 市内に事業所を置	100分の50を

	く企業等が、自社の製品の販売促進等を目的とせず、その産業や技術、技能等を紹介し、もって社会教育の一助となる活動をするとき。	乗じた額
(7)	その他市長が特に必要と認めたととき。	市長が必要と認めたと額

	く企業等が、自社の製品の販売促進等を目的とせず、その産業や技術、技能等を紹介し、もって社会教育の一助となる活動をするとき。	乗じた額
(7)	その他市長が特に必要と認めたととき。	市長が必要と認めたと額

5 手数料 市長が特に必要と認めたと者 市長が必要と認めたと額

別表第4 (第6条関係)

区分	対象事由	還付額
1 観覧料	市長が特に必要と認めたととき。	市長が必要と認めたと額
2 特別観覧料	市長が特に必要と認めたととき。	市長が必要と認めたと額
3 使用料	(1) 使用者の責でない理由により、使用することができなくなったとき。	全額免除
	(2) 使用する日以前20日までに使用の変更又は取消しの許可を受けたとき。	全額免除
	(3) 使用する日以前10日までに使用の変更又は取消しの許可を受けたとき。	100分の50を乗じた金額
	(4) その他市長が特に必要と認めたととき。	市長が必要と認めたと額

別表第4 (第6条関係)

区分	対象事由	還付額
1 観覧料	市長が特に必要と認めたととき。	市長が必要と認めたと額
2 特別観覧料	市長が特に必要と認めたととき。	市長が必要と認めたと額
3 使用料	(1) 使用者の責でない理由により、使用することができなくなったとき。	全額免除
	(2) 使用する日以前20日までに使用の変更又は取消しの許可を受けたとき。	全額免除
	(3) 使用する日以前10日までに使用の変更又は取消しの許可を受けたとき。	100分の50を乗じた金額
	(4) その他市長が特に必要と認めたととき。	市長が必要と認めたと額

4 手数料 市長が特に必要と認めたととき。 市長が必要と認めたと額

様式第5号 (第5条関係)

[略]

様式第6号 (第5条関係)

[略]

様式第5号 (第5条関係)

[同左]

様式第6号 (第5条関係)

[同左]

様式第 5 号(第 5 条関係)

松本市立博物館観覧料・使用料・**手数料**減免申請書

(太枠線内のみ記入してください。)

			受付印			
係	係長	課長				
年 月 日 (宛先)	申請者	住所				
松本市教育委員会		団体名				
		氏名				
		電話				
次のとおり、松本市立博物館観覧料・使用料・ 手数料 の減免を申請します。						
施設名						
日時	年 月 日	午前 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで	
観覧人員	大人					人
	大学生等					人
	高校生等					人
	中学生以下					人
	計					人
使用施設						
手数料						
理由						
博物館処理欄	上記について、松本市立博物館条例第 11 条の規定により、下記のとおり観覧料・使用料・ 手数料 を減免してよろしいでしょうか。					
	年 月 日					
	観覧料・使用料 ・ 手数料 計 ①	減免額 ②	差引額 ①－②	備考		
	円	円	円			

様式第 6 号(第 5 条関係)

松本市立博物館観覧料・使用料・手数料減免決定書

松本市教育委員会 印		年 月 日		許可番号		
		申請者	住 所			
			団 体 名			
			氏 名			
		電 話				
次のとおり、松本市立博物館観覧料・使用料・手数料の減免をします。						
施設名						
日時	年 月 日	午前 午後	時 分	から	午前 午後	時 分まで
観覧人員	大人			人		
	大学生等			人		
	高校生等			人		
	中学生以下			人		
	計			人		
使用施設						
手数料						
理由						
観覧料・使用料 ・手数料計 ①		減免・還付額 ②		差引額 ①-②		備考
円		円		円		

報告第 1 号

「環境にやさしい給食の日」の実施について

1 趣旨

学校給食での有機、無農薬・低農薬で作付けした農産物の使用拡大と、地産地消の推進を図るため「環境にやさしい給食の日」を実施することについて報告するものです。

2 経過

5. 10 有機給食提供の要望を受け、「長野県地域内循環型コーディネート派遣事業」を活用し、有機給食の提供について課内検討
12. 5 四賀学校給食センターにおいて「有機給食の日」として試行実施
6. 2. 19 「環境にやさしい給食の日」として「特別栽培米(無農薬)」を全市小中学校へ提供

3 今年度の取組み

今年度は、初めて全センター統一献立とし、食材は、松本産を中心に県内産の有機、無農薬・低農薬農産物、また、畜産物は県内産で調達しました。

4 実施予定日及び提供献立

別紙のとおり

5 食育

- (1) 栄養教諭、学校栄養職員による動画放送を実施
- (2) 生産者、納入業者等との交流給食の実施
- 生産者等のクラス訪問、懇談については、該当校と事前に打合せを行い、実施します。

6 今後の予定

報道機関へプレスリリースします。

担当 学校給食課

課長 百瀬 功三

電話 45-1120

環境にやさしい給食の日

1 実施予定日

施設名	コース	実施予定日
東部	B	11月11日(月)
	A	11月12日(火)
	C	11月13日(水)
西部	A	11月11日(月)
	B	11月15日(金)
	C	11月21日(木)
梓川		11月12日(火)
波田		11月12日(火)
四賀		11月12日(火)
奈川小中		11月12日(火)
安曇小中		11月12日(火)
大野川小中		11月12日(火)

2 献立名および食材名(無農薬、低農薬のもの)

	献立名	食材名
主食	ごはん(金芽米)	精米
牛乳	牛乳	
主菜	鶏肉(福味鶏)のねぎねぎソース	長ねぎ、にんにく
副菜	カラフル大根のツナサラダ	だいこん、紅くるりだいこん、紫だいこん、キャベツ
汁	環境にやさしい野菜の具たくさんみそ汁	白菜、にんじん、もやし、じゃがいも、茶色えのきたけ